

保険契約における収益認識基準の検討

山下 訓

1-1. 保険料収入の負債計上

IASBは2017年5月18日に現行のIFRS第4号「保険契約」に代わるIFRS17号「保険契約」を公表した¹⁾。1997年の起草委員会設置以来約20年にわたって検討してきたが、2020年5月20日に論点整理の議論がなされているように、今日なお修正が続いている。IFRS第17号「保険契約」の最大の特徴は、保険料収入を保険契約者から収受した時点で保険収益すなわち売上高として認識しないで保険契約負債とし、履行概念に基づき実際に提供されたとみなされる保険金支払等の時点でサービス提供に対応する金額を保険収益として計上する点にある（IFRS17.B120-1）。例えば保険料収入として現金100を受け取っても、保険料収入100とはせずに、保険契約負債100とすることである。次には負債から収益に変換する時点をいつにするのが問題になるがIFRS17号ではリスクから解放されるにつれて認識するとしている（IFRS17.1(d)）。具体的には、保険金支出60があった時点で、保険契約負債100を取り崩して保険収益100を計上するとしている。その結果、期末時点で保険収益100、保険費用60、当期利益40となる。この会計処理は収益計上の決定的事象（クリティカル・イベント）をリスク会報に伴う保険金支出としているともいえる。

これに対して、日本の生命保険会社における実務²⁾では「期中において保

- 1) IASBは2002年に暫定的な会計基準を策定するフェーズ1と、最終基準の設定に向けた議論を継続するフェーズ2に分けて検討された。フェーズ1の成果としてIFRS第4号が公表された。フェーズ2の成果として2007年にディスカッション・ペーパーが公表された。保険契約獲得の際に計上される保険契約負債（保険契約準備金）を報告時点での現在出口価値で評価し、毎期の評価差額を損益計算書で認識するというものであったため、多くの懸念が示された。残存する契約上の権利と義務を他の企業に移転するための対価を測定することが困難だからである。
- 2) 一般に契約獲得に多額の事業費を支出すると同時に保守的に責任準備金を積み立てるため、新契約獲得時に多額の損失が計上され、その後長期間に亘り利益が計上される

除料および保険金等を現金主義にて処理し、期末に保険数理に基づき計算した責任準備金を計上することにより、発生主義に修正している³⁾。」「また、保険料はその対象期間にかかわらず（中略；山下）処理される。すなわち、10年分の保険料を一括して収受した場合であっても前受金として計上せずに全額が当期の保険料として処理される⁴⁾。」損害保険会社では「正味収入保険料は、短期間の掛捨ての保険契約に関する収入保険料であるのに対し、収入積立金保険料は、積立保険契約に関する収入保険料を計上する勘定である。損害保険会社の収入の多くは正味収入保険料⁵⁾」であり、「損害保険業においては、収益の繰延べおよび費用の見越しを行うことが重要である。保険金の計上は原則として損害てん補金を支払った時に計上し、いわゆる現金主義で計上される。発生主義に基づいて保険金等の費用を計上しようとする場合、損害保険会社に事故があった旨の報告があり、損害保険会社に支払義務があるものの、まだてん補責任金額が確定していない事案や会社にまだ報告はないものの、既に支払事由が発生していると見込まれる事案について、保険金相当額を見積費用計上する必要があるこの発生主義への修正は決算整理時において、支払備金の計上によって修正される。支払備金とは、毎決算期において保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金、返戻金等のうち、まだ支出として計上していないものである（保険業法117）⁶⁾。」

上記のように生命保険会社と損害保険会社とは会計実務が異なっているだけでなく、IFRS第17号と日本の実務では大きく異なっている。

という特徴がある。そのため、新契約費を繰延べる会計処理が認められており利益平準化を図っている（あずさ監査法人金融事業部2018年279頁）。このため新契約獲得能力や既契約の収益性の変化を把握しにくいことより2000年代よりエンベディッド・バリュー（EV）を開示している。保有する純資産価値（ANAV）と、保有する契約から将来生じると想定される利益現価（VIF）との合計である。直近一年間に獲得した新契約価値（NBV）も一緒に開示され、投資家には財務会計報告よりもEVの方が有用であることが多い。会社の大きな価値である市場整合的価値（MCEV）＝ANAV＋VIF＋直近一年間のNBV×係数。（星野孝典「IFRS第17号はEV開示を代替するか？」2018年9月、Milliman White Paper, milliman.com/IFRS）。

3) 業種別会計シリーズ 保険業 2010年53頁

4) 業種別会計シリーズ 保険業 2010年53頁

5) 業種別会計シリーズ 保険業 2010年90頁

6) 業種別会計シリーズ 保険業 2010年110-1頁

1-2. 前受金との異同点

IFRS第17号「保険契約」では受け取った保険料を保険契約負債としているが、これは履行義務前に対価を受領して負債を計上している点で、IFRS第15号「顧客との契約から生ずる収益」を持ち出さずとも、従来からある前受金や商品券・定期券の会計処理と共通している。その一方で、保険契約の場合には保険契約が成立した時点から保険契約期間中に保険契約事象が生じなかったとしても保険料を払い戻すことはない、もちろん業となす場合には保険契約事象が発生しないことは想定しにくい、前受金等の場合には少なくとも顧客と契約を交わし、商品の引渡しなど履行する義務が残っており、義務を果たさないと販売は成立せず、前受した代金は払い戻すことになる。前受金は現金収入があっても契約上の義務を履行しない限り単に負債の増加となり純資産に影響を与えることはなく、収益を計上する余地はない。また、前受金は利益を含んだ金額であり、収益のプールという側面もある。その際、前受金はあくまでも取引全体の一部であって手付金として受け取っていると考える場合には、商品の引渡しなどの履行義務の範囲は拡大され、前受金の金額分だけ商品を引き渡しても履行義務を果たしていないとも言え、前受金に関してはいろいろな見方がある。

保険契約では保険事象の発生は未確定であるため前受金と異なる。IFRS17号では、保険料収入による現金の受領があっても従来のように保険事業収益として認識しないため、保険事象が発生するまでは、単なる保険契約負債が増え純資産に影響を与えていないとし、保険金の支払いによって実際に純資産に影響を与える時点を重視しているとも言える。保険契約とは保険金支払が実際に行われることだけでなく、保険事象が発生したら支払うことを約束すること自体が履行義務であるから、保険料を受領した段階では保険契約負債として計上し、保険収益を計上すべきではないと考えているように思われる。引き受けた保険リスクが実際にどの程度の金額で発生するかどうかは契約時点では不確定だからである。保険契約という性質上後出しジャンケンはないため必ず現金の受領が先にあり、多少保険契約時点と保険金受

領時点が異なることがあっても大きくずれることはないが、保険契約締結時点で保険契約負債を計上すると未履行契約⁷⁾の問題が出てくるので、保険料受領時点で保険契約負債を計上している。

1-3. 保険収益の構成要素

収益金額についてであるが、IFRS第17号のもう一つの特徴として、保険収益の金額は受領した保険料そのものではなく、保険収益は予想発生保険金等、非金融リスクに係るリスク調整の変動⁸⁾、契約上のサービス・マージンの償却、新契約費用償却額の合計額であるという点である（IFRS17.B124-5）。リスク調整の変動とは契約時点で予想したリスクが不要になった金額であり、契約上のサービス・マージンとは、契約時点における保険契約の予想利益である。IFRS第17号における保険収益は様々な構成要素の集合金額である（IFRS17.83.B120-1）。

後述するビルディング・ブロック・アプローチで確認するが、将来キャッシュ・インフローとアウトフローを予測して将来キャッシュ・フローの現在価値から非金融に係るリスク調整や新契約費用を引いた金額が契約上のサービス・マージン、すなわち予想利益であるから、収益金額は契約上のサービス・マージン+新契約費用償却額+非金融リスクに係るリスク調整償却額+保険金支払費用（将来キャッシュ・アウトフロー）として算出され、保険収

7) 有価証券の売買契約に関して、約定日から受渡日までの期間内に認識するのが市場の規則・慣行である場合には、売買約定日に買い手は有価証券の発生を認識し、売り手は有価証券の消滅の認識を行う約定日基準が認められている。例えば97円の有価証券を100円で売却した際に、約定日に未収金100/有価証券97・有価証券運用益3と計上し、受渡日に現金100/未収金100と会計処理する場合である。約定日においては商品の引渡しも支払いも行われていない未履行契約の状態であるが、オンバランスが実務では認められている。約定日基準の根拠は資産に付随する譲渡権が存在するので約定日段階での取引の認識が正当化されるとしている（『スタンダードテキスト財務会計Ⅱ<応用論点編>第13版』2020年60頁）

8) 例えば20%の確率で支払100が発生する場合の期待値は20となり、10%の確率で支払200の場合の期待値も20であり、同額であるが保険発行者としては支払い額が全く異なるため、支払い見積期間が長くなると不確実性が高まり、リスク調整は大きくなる傾向がある（IFRS17.B90-2）。最頻値を使うことも考えられる。

益金額は取引金額で直接把握されるものではない。IFRS第17号の立場に立てば、構成要素別に変動が把握されて収益計上される（IFRS17.83.B120-1）、という表現になるのである。

ここでは、IFRS第17号「保険契約」を概観し、保険収益の認識および測定の問題を検討していく。

2. IFRS第17号保険契約の概要

2-1. 保険の定義及び適用範囲

「一方の当事者（発行者）が他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約」（IFRS17.A.B7.B17）と規定している⁹⁾。また、保険契約の主要な特徴は、保険事故が所定の不確実な将来の事象であるという点である（IFRS17.A）。不確実性またはリスク¹⁰⁾が保険契約の本質であり、通常、ある契約が保険契約であるといえるためには保険契約開始時点で下記3点のうち1つ以上が不確実でなければならない、①保険事故の発生確率②保険事故がいつ発生するか③保険事故が発生した場合に契約発行者はいくら支払う必要であるか（IFRS17.B3）。

なお、IFRS第17号「保険契約」は保険会社だけでなく、保険契約の定義に該当する契約にも適用されるとしている¹¹⁾（IFRS17.BC63-6）。しかしながら、保険契約に該当する取引やサービスは多いが実際に適用するかどうかは

9) ここでは再保険は取り扱わない。

10) 保険リスクの発生は、保険契約によって補償される所定の不確実な将来の事象によるが、IFRSは保険リスクを直接定義しないで、金融リスク以外で保険契約者から保険契約発行者へ移転されるリスクを保険リスクとしている（IFRS17.B7）。さらに、保険契約に該当するには「重要な」保険リスクを移転することが必要とされている（IFRS17.B17）。重要性評価の定性的なガイダンスにより判断される（IFRS17.B18-23）。

11) 日本における変額保険は、払い込まれた保険料を有価証券等で運用し、実績に応じて保険会社が手数料を受け取る生命保険商品である。これは保険契約の定義には該当しないが、有用な情報を提供するという観点から、保険契約を発行する企業により裁量権のある有配当性を有する投資契約が発行される場合にのみIFRS第17号の適用範囲に含めている（IFRS17.BC83-4）。

複雑である。代表的な事例を3つ取り上げると、(1) 製造販売した製品が初期不良などにより製品が想定通りに機能しない場合に動作を保証している製品保証契約の場合には、IFRS第15号顧客との契約から生じる収益に従って会計処理されているが、IFRS第17号保険契約も適用可能である。その場合には一般に保証期間が短期間であることから、時間的価値などを考慮しない保険料配分アプローチが適用される可能性があるが、便益とコストの観点から第17号の適用外としている(IFRS17.7(a),B26(g),BC89-90)。すなわち、保険定義に該当するが適用しない。

(2) 特定の債務者が負債を到来した期日に支払わなかった場合に肩代わりをする金融保証契約は、支払い期限日に特定の債務者が支払不能になるという不確実な事象であるから保険契約の定義を満たすが、IFRS第7号および第9号金融商品が適用され、原則としてIFRS第17号保険契約は適用されない(IFRS17.7(e),BC92-3)

(3) 自動車の故障等に派遣されるロードサービス等の固定料金サービス契約も、適用するサービス内容が不確実な将来の事象に依存するため保険契約に該当するが、IFRS第15号とIFRS第17号の選択適用が認められている(IFRS17.8,BC95)。

ここではこれ以上は取り上げないが適用は非常に複雑である(IFRS17.B19,B26-7等参照)。

2-2. 保険契約負債の公正価値をめぐる問題

通常、商品やサービスの収益認識においては代金の受領と引渡しはほぼ同時に行われているのに対して、履行期間が長期な場合には、工事進行基準のように工事進捗度に応じて工事収益を計上する際に、履行義務を公正価値で測定することが問題となった。IASBが採用している資産・負債アプローチや公正価値会計とは、期首と期末においてそれぞれ純資産を公正価値で測定し、比較することで利益算定することでもある。履行義務を公正価値で測定するとは、仮想市場を設けて、第三者に履行義務を移転した場合の価格を履

行義務の公正価値としたのであるが、支持は得られなかった。すなわち、工事請負契約を例にとると、当該工事義務を第三者に移転した場合を仮想すると、契約締結時点での対価請求権と履行義務との差が生じる場合には、契約時点で差額である契約資産が存在することになる。契約時点で契約資産が増加したため収益を計上することになる。すなわち契約しただけで売上高を計上するという問題が生じることになる。そのため、義務を履行する前の負債を取引価格で計上することになった。その結果、長期契約時点における履行義務は、取引価格すなわち契約上の権利である対価請求権と同額となり、言い換えると、契約時点における契約資産と契約負債が同額となり、未履行契約問題も生じなくなった。これと同様なことがIFRS17号保険契約でも生じている。

IASBは保険会計実務が繰延対応観に基づくものとみなし、保険契約時に比較的容易に測定できる保険料収益と保険契約時には推測できない保険金費用とを関連づけて当期純利益を算出することを重視した結果である計算擬制の繰延項目の計上を好まず、生命保険などの長期契約には取得原価主義会計の適用は相応しくない¹²⁾とし、当初提案した保険契約会計モデルは公正価値モデルであった。この保険契約負債を公正価値評価する提案は、世界各国の多くの利害関係者からの反対に遭って否決された。その後様々な経緯を経てEDおよび再EDが公表された。その中でIASBの当初方針に大きな修正が施されたが、「その最たるものは残余マージンの計上であったと思われる。DPでは、市場参加者が保険会社よりも低い保険料を請求する場合に初期利得が生じる可能性が指摘されていたが、初期利得の認識を禁じれば債務に相当しない『繰延利益 (deferred profits)』を負債として認識してしまうことが問題視されていた (para82)。したがって、もともと『資産負債アプローチに根差した保険契約から生じる資産負債の公正価値の変動にもとづいて収益を認識する会計モデル』の開発を試みてきたIASBにとって、残余マージンの

12) 羽根佳祐2015年「保険契約プロジェクト—プロジェクト長期化の原因に関する検討」151-184頁『IFRSの会計思考』

認識は『禁じ手』であったといえる¹³⁾。] 残余マージンとは契約上のサービス・マージンのことである。

保険契約負債への公正価値モデルの適用に支持が得られなかった理由は、履行を前提として保有されるべき保険契約負債に対して移転価値である公正価値を適用し、その結果として、保険会社の信用リスクが割引率に反映される点や、保険契約を未だ履行していないにもかかわらず初期利得が計上される点である。

2-3. 保険契約負債の測定における3つのアプローチ

保険契約は保険サービス契約と金融商品の双方の特性を有しており¹⁴⁾、多くの保険契約は長期間にわたって変動するキャッシュ・フローを生成すると考えられている。こうした特性を反映させるため、保険契約から生じる将来キャッシュ・フローを現在価値で測定するとともに、保険契約に基づいて保険サービスが提供される期間にわたり、当該契約から得られる利益を認識し、保険サービスにより生じる損益は、保険金融収益・費用と区分して表示する (IFRS17.BC16)。

保険契約者に対する将来の保険金等の支払義務を表す保険契約負債 (保険契約準備金) は、死亡率や解約率等の予測に基づいて将来の保険契約事象の発生に伴う将来の支払金額を見積り割引いて現在価値を算出する¹⁵⁾。この保

13) 羽根佳祐2015年166-7頁

14) 川崎美有2016年62頁「IP (1999) では、『多くの保険契約は、現金その他の金融商品のフローをもたらすだろう契約上の権利あるいは義務を創出するため、国際会計基準で定義される金融商品である』(注、IASC[1999]para.13。また、*Ibid.*, para.537を参照。)としている。」

15) 山田辰巳2019年233頁「IFRS第17号『保険契約』は、保険契約発行者の会計処理を扱っています。IFRS17の原則的なモデルにおいては、保険契約によって生じる履行キャッシュ・フロー (いわゆる保険負債) は、公正価値ではなく、不確実性の対価を織り込んだ現在価値で測定されます (IFRS17.32.40)。負債の公正価値とは、負債を移転するために支払うであろう価格であり、支払義務を負う主体の信用リスクが反映されますが、保険契約は通常第三者に移転されるものではなく保険契約発行者によって支払義務が履行されることが前提である以上、公正価値ではなく履行義務を表わす現在価値として評価することが適切であると考えられたためです (IFRS17.BC17)。すなわち、保険契約発行者の信用リスクは保険契約の測定には反映されません。」

保険契約負債をどのように見るかについては川崎が様々な検討をしているので論を譲る¹⁶⁾。

IFRS第17号は保険契約発行者が保険金支払等を履行する概念に基づいて現在価値測定モデルを適用している¹⁷⁾。ここでの履行概念は、保険者が保険契約負債を第三者に移転する際の現在出口価値ではなく、保険者が保険契約者へのサービス提供によって一定期間にわたり保険契約を履行するという事実を反映するように保険契約負債を測定することである (IFRS17.BC17)。このことは同時に、市場価格とは異なり、保険契約を発行した保険者が保険支払等のサービス提供を履行する点からの現在価値計算であり、保険者の予測に基づくものである (IFRS17.BC19(a))。その際、様々な議論があったが、当該保険者の不履行リスクは反映しないこととなった (IFRS17.31)。

保険契約によって将来生じる保険料収入や保険金等のキャッシュ・フローを、死亡率や解約率や割引率等を用いて測定して保険契約負債を求め、保険契約の特徴に応じて3つのモデルを提示している。

2-3-1. IFRS第17号の一般的な測定モデル¹⁸⁾ (ビルディング・ブロック・アプローチ)

16) 保険契約を①履行義務として、②保険契約を履行義務及び支払義務として、③預り金とみる立場がある。①「保険負債を保険者が負う義務として捉える場合、履行義務とは、保険者が、保険契約者が特定の事象について抱えている不確実性 (リスク) を契約期間中に亘って引き受けるというサービスを提供する義務であると考えられる。」川崎美有2015年88頁、②履行義務と支払義務とに分ける場合には、支払義務は借入金の返済と同様に金融取引によるものと考えられ、支払義務は報酬に関連しないと考えられる。③保険契約を履行義務や履行義務および支払義務と捉える考え方は「貸借対照表の貸方の負債は企業が負う義務であると捉える立場を前提にしているものであった。一方、これらとは異なり、保険負債を保険契約者からの預り金 (deposit) として捉える見方もある。保険者は、保険契約者から予め保険料を受領し、契約に記載の事象が生じると当該保険契約者に保険金を支払うが、これは集团的観点からすると、保険者が保険契約者集団から預かっていた資金 (保険料) を、契約に記載の事象が生じたときに、利息を付してその集団に返済するというプロセスとして理解される。このプロセスは、保険者と保険契約者集団との間で行われる金融取引として捉えられ、この点を重視すると、保険負債は、保険契約者集団からの預り金として捉えられる。」川崎美有2015年93頁

17) 実際には集約のレベル (IFRS17.14) および契約の境界線 (IFRS17.34) の問題がある。

18) IFRS17.1-52等、IFRS17号全般を参照。

IFRS第17号の一般的な測定モデルは公開草案の段階までビルディング・ブロック・アプローチと呼ばれてきたが、その一般的な測定モデルでは将来キャッシュ・フローと割引計算と非金融リスクに係るリスク調整の三要素と、その差額である契約上のサービス・マージンとからなる。保険契約に基づいて将来生じる保険料および保険金・給付金等のキャッシュ・フローを見積もることにより保険契約負債の測定方法であり、保険契約会計の基本的測定である。将来キャッシュ・フローのインフロー(保険料収入)及びアウトフロー(保険金)を見積り、それを割引計算し、更に非金融リスクに係るリスク調整を見積もる。すなわち、契約時点で、将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローと、リスクを予想し、その残額である契約上の利益、すなわち契約上のサービス・マージンを予測している。

結局、保険料収入を保険契約負債とし、保険契約事象の発生とともに保険収益に振り替える。同時に、保険契約事象の発生とともに支払った保険金等を保険サービス費用として計上する。保険収益と保険サービス費用の差が当期純利益になり、その際、保険契約事象の確定により不要となった非金融リスクに係るリスク調整も償却するため、その部分も当期純利益を構成する¹⁹⁾。仮に予想通りに保険金が支払われるだけの場合には、ビルディング・ブロック・アプローチと現金主義の差は金利計算だけであり、実務で実施されている発生主義への修正と非金融リスクに係るリスク調整との差に集約される。

19) あずさ監査法人金融事業部2018年89-124頁、具体的に設例に基づいてビルディング・ブロック・アプローチによる測定を確認する。IFRS第17号の設例1, 2, 3 (IFRS17. IE4, IE12, IE29) とほぼ同じである。

設例：保険期間4年、給付額が同じ保険契約を100件発行し、カバー期間は契約時から開始とする。割引率は5%とし、毎期首に保険料260を4年間受け取るとする。

<当初認識>

(契約締結時点)

- ① 将来キャッシュ・インフロー $260 + 248 + 235 + 225 = 968$ より現在価値は968となる。
- ② 年間の保険金の支払いや直接経費といった将来キャッシュ・アウトフローを毎期末に発生し年間200とする。4年間合計800の現在価値は $190 + 181 + 173 + 165 = 709$ となる。
- ③ 当初認識時の非金融リスクに係るリスク調整を100と見積もる。

その結果、契約時点における当初認識は①将来キャッシュ・インフロー968、②将来

キャッシュ・アウトフロー709, ③非金融リスクに係るリスク調整100より, 契約時点における利益見込みは①968-②709-③100=159となる。これを契約上のサービス・マージンといい, この契約の予想利益である。すなわち, 159は4年間の当期純利益の予想金額合計であり, この予想利益159を4期に配分していく。すなわち, 契約時点において4年間の収益及び費用を予測している。

しかしながら, 保険契約締結時点では計算のみで保険契約負債を計上しない。IFRS第17号ではそれを強調して, 上記①+②+③を履行キャッシュ・フローとし, 契約上のサービス・マージンと同額であるから保険契約負債はゼロとなることを強調している(契約時点から損失が見込まれる, 不利な契約の場合の除く)。

<事後測定>

(期首時点: 保険料受取時点) 「現金260/保険契約負債260」

期首に最初の1年間保険料260を受け取った段階で保険契約負債とする。この260は実質収益であるが, 非金融リスクに係るリスク調整等に備えて, 売上高すなわち収益のプールとしての負債に一度計上するという形をとっている。

(期末時点)

費用は各期末に発生し, 即時払いをしたとする。非金融リスクは発生しなかったとすると, 非金融リスクに係るリスク調整は各期均等に償却(すなわち配分)し, 保険収益および当期純利益の一部を構成する。すなわち, 費用発生により収益を認識することになる。従来の収益認識実現基準のように収益から費消分を算定して費用を決定する仕組みと異なり, 費用を決定してそれに対応する収益を決定する仕組みになっている。

<1> 先ず保険支出分を計上する。「保険サービス費用200/現金200」

<2> 次にそれに対応する保険収益を計上する。「保険契約負債200/保険収益200」

<3> 割引率は不変とする。将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積値968から契約直後に受け取った保険料収入260を差し引いた708の利息費用は35.4 (708×0.05) であり, その分受け取るので保険契約負債は減る。将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積値709の利息費用は35.45 (709×0.05) であり, その分支払うので保険契約負債は増える。したがって, 上記の差額0.05≒1として保険金融費用1を計上し, 保険契約負債も増える。「金融保険費用1/保険契約負債1」

<4> 非金融リスクに係るリスク調整は発生しなかったため, 保険収益として計上する。

「保険契約負債25/保険収益25」(100÷4年=25)

<5> 上記の契約時点における利益見込み159は5%割引かれた数値であり, 割引分だけ増加する。契約時点での利益見込み159は1年後には5%増加している。8増加し, その分だけ保険契約負債が増加する。そして, その167 (159+8) を4で割り, 42を当期分とする (167÷4≒42)

割引率分を費用計上するとともに保険契約負債に含める

「保険金融費用8/保険契約負債8」(159×0.05=8)

<6> 上記割引料を含めた契約上のサービス・マージンを保険収益として計上する。

「保険契約負債42/保険収益42」(160+8)÷4=42

<1>~<6>までの結果, 保険収益は200+25+42=267となる。

保険収益267-保険サービス費用200-保険金融費用9=当期純利益58と計算表示する。

これに対して, 貸借対照表における残高を見ると,

保険契約負債残高は260-200-25+1+8-42=2

現金残高260-200=60

2-3-2. 保険料配分アプローチ (IFRS17.53,BC288)

保険料配分アプローチは、保険期間が比較的短期の保険契約を想定しているので、上記のブロック・ビルディング・アプローチから割引計算を除いたものである²⁰⁾。したがって、将来キャッシュ・フローを見積もることなく、未経過保険料に基づいて保険契約負債が計上される。

2-3-3. 変動手数料アプローチ (IFRS17.45,BC238)

したがって、現金残高60に対して、保険契約負債2、利益剰余金58(当期純利益)となる。すなわち、当期期首に260の保険料収入を得たが、保険サービスに200支出し、当初予定したものを以外に保険リスクは発生しなかったので、58が当期純利益となり、利益剰余金として繰り越される。

単純に現金主義の立場では、支出も予測通りであるとすると、1年目の当期純利益は $260 - 200 = 60$ である。それに対してIFRS第17号では、契約時点における当初認識で保険金支出毎期200と非金融リスクに係るリスク調整として毎期25 ($100 \div 4$ 年)を見込んだが非金融リスクに係るリスク調整は発生しなかった場合、金融利息費用の関係で、 $267 - 209 = 58$ と計算されることになるが、現金主義と大差がない。

第1期末の結果、将来キャッシュ・インフローは743 ($= 260 + 248 + 235$)、将来キャッシュ・アウトフローは544 ($= 190 + 181 + 173$)、非金融リスクに係る調整は75より、履行キャッシュ・フローは123 ($= 743 - 544 - 75$)となる。

- 20) あずさ監査法人金融事業部2018年P127-138。IFRS17.IE113でもほぼ同じである。次の事例では、契約期間が1年以内の保険契約を考える。なお、契約から3か月で報告する場合を考える。

保険期間1年の保険契約を締結した。契約時点で一時払い保険料1040を受取り、契約獲得手数料40を即時支払ったとする。

「現金1040/保険契約負債1040」

「保険サービス費用40/現金40」

支払保険料800はカバー期間にわたり、均等に発生し、非金融に係るリスク調整は発生保険金の5%とする。したがって、 $800 \div 12 = 66.67$ 、非金融に係るリスク調整は3となる。合計すると毎月70の費用計上となる。

契約後3か月後に報告では、保険契約収入260 - 保険サービス費用 ($210 + 40$) = 当期純利益10となる。

例えば1年契約モデルでの3か月経過後を考える。契約時点で保険料収入を1040、契約獲得手数料40を発生時に費用処理し、保険金年間支出の予測を800として毎月均等に発生すると予想する。リスク調整を発生保険金の5%である40と仮定する。期首の保険金受取時点で保険料収入1040を保険契約負債とし、3か月後には、保険金支出は均等に発生しているので、保険収益260 ($= 1040 \times 3/12$)を計上するとともに、保険費用250 ($=$ 保険金費用200 ($= 800 \times 3/12$) + 契約獲得費用40 + 非金融リスクに係るリスク調整費用10 ($= 40 \times 3/12$))を計上する。

したがって、当期純利益は保険収益260 - 保険費用250 = 10となり、残存する保険契約負債は780 ($= 1040 - 260$)となる。

一般に変額保険に適用する保険契約負債測定方法である。正確には直接連動の有配当契約に適用される。日本の変額保険は払い込まれた保険料を有価証券等で運用し、その実績に応じて、保険会社が収受する手数料を控除した上で、保険金や解約返戻金の変動する生命保険商品であることが多い。運用成果を他の保険契約と明確に区分して資産を管理運用するものである²¹⁾。したがって、変額保険は保険契約上明確に特定された運用資産のプールから保険契約者に対する支払がなされるような直接連動の有配当契約に該当する。

21) あずさ監査法人金融事業部2018年P141-162。IFRS17.IE100でもほぼ同じである。

保険のカバー期間は3年。契約開始時に契約保険者100名から一時払い保険料200を受けとる。被保険者がカバー期間中に死亡した場合には220または勘定残高の高い方を支払う。

企業は当該保険契約上明確に特定された運用資産のプールから投資を行い、運用資産のプールは公正価値で測定する。年間手数料や保険金等は当該資産を売却して支払う。運用資産のプールの公正価値は年10%増加すると予想する。企業は公正価値変動分を加算した金額の3%を手数料として受け取る（初年度は $(20,000 + 2,000) \times 0.03 = 660$ ）。非金融に係るリスク調整は30とする。毎年1名の死亡があったとする。したがって、3年後には97名となる。

<当初認識>

期末における保険契約者勘定残高は $20,000 + \text{公正価値増分}2,000 - \text{年間手数料}660 = 21,340$ が予想される。

毎年1名が死亡すると予想しており220支出を予想するが、期末時点での保険契約者勘定は21,340であるから、その100分の1である213を保険契約者勘定に負担させる。その結果、第1年末における予想保険契約者勘定残高は $21,340 - 213 = 21,127$ となる。これを契約期間である第3年末まで予想する。手続きは繰り返しである。

第2年期首における保険契約者残高は21,127であるから10%の運用益2,112を予想し合計すると23,239となる。その3%である697が年間手数料である。勘定残高は $23,239 - 697 = 22,542$ となる。年末に1名死亡すると、その22,242の99分の1である228を死亡保険金として支払う。したがって、 $22,542 - 228 = 22,314$ が第2年度の保険契約者期末残高となる。

第3年期首における保険契約者残高22,314より、その10%2,231増加し、計24,545の3%である736を手数料として受け取る。残り23,809からその98分の1である243を死亡者に支払うとする。その結果、保険契約者残高は23,566と予想され、満期払戻金の予想値である。なお、小数点の関係で数字を丸めている。

保険契約者勘定残高	1年目		2年目		3年目	合計
期首残高			21,127		22,314	
保険料	20,000					
資産運用による増分	2,000		2,113		2,231	6,344
企業が受け取る年間手数料	-660		-697		-736	-2,094
死亡保険金の支払	-213	*	-228	**	-243	-684
期末残高	21,127		22,314		23,566	23,566は満期払戻金
	*(22,000-660/100)				**(21,127 + 2,113-697)/99	

3. IFRS第17号「保険契約」の特徴および問題点

3-1. 非会計情報の重要性からの問題提起

上記で見てきたように、IFRS第17号は財務報告の比較可能性確保のために従来の会計実務を統一しようという非常に野心的な取り組みであるが(IFRS17.IN1)、IFRS第17号における収益認識は、保険料収入を保険契約負債に一旦計上した上で、支払った保険金等を保険サービス費用として計上すると同時にその金額を保険収益として計上する。更に非金融リスクに係るリスク調整および新契約費の償却額も保険収益として計上する。すなわち、構成要素別に各項目の変動が把握され、保険収益を計上している。IFRS第17号は保険会社間の財務報告の比較可能性を確保するために導入されたものであるが、どれだけ意味があるのかが問われるであろう。

上記3年後の保険契約者残高すなわち満期払戻金は23,566であり、それに3年分の予想死亡保険金の単純合計は684 ($= 213 + 228 + 243$) を加えた24,250が予想支出額である。上記3年分の年間手数料合計は2,094 ($= 660 + 697 + 736$) であるので、予想支出額は22,156 ($= 24,250 - 2,094$) となる。この時間価値等の割引額を3,832とする(ほぼ10%で2回割引いた金額であるがIFRS17.IE107(a)参照)と、将来キャッシュ・アウトフロー現在価値の見積額は18,324 ($= 22,156 - 3,832$) となる。

契約時点で保険料20,000を預かっているので、予想支出額を引くと1,676 ($= 20,000 - 18,324$) となる。非保険リスク調整を30と仮定すると、この契約の利益にあたる契約上のサービス・マージンは1,646 ($= 1,676 - 30$) となる。

<事後測定>

ここでは1年目しか扱わないが、予定通りに行われたとする。

上記のように契約時点で契約上のサービス・マージンである1,646と公正価値の変動(資産運用の増分)2,000を加え、そこから貨幣の時間的価値および金融リスクならびにその変動への影響1,816 (IFRS17.IE111(a),B96参照)を引くと、1,830が得られる。この1,830を各期の保険契約者数の比で按分する。1年目は100名であるから $1,830 \times (100 / (100 + 99 + 98)) \approx 616$ が得られる。これが1年目の契約上のサービス・マージンすなわち当期純利益である。

したがって、保険収益は上記の616+リスク調整償却10+保険金支払額7=633
 保険サービス費用は保険金支払7のみである。支払額は220であるが213は保険者契約勘定残高から支出されるので保険会社の負担は7のみである。
 純損益計算書は保険収益633-保険サービス費用7=保険引受利益626となる。

ちなみに、仕訳で確認すると、

期首時点；保険料収入（一時払保険料）を計上

「現金20,000/保険契約負債20,000」

期末時点；運用収入を計上

「保険契約者勘定2,000/資産運用収益2,000」

例えば、会計情報の有用性の低下を問題視しているバルーク・レブとフェン・ゲー²²⁾は競争の激しい損害保険会社を取り上げて、保険会社の報告利益は、費用収益対応が不十分であり、企業業績や成長の見込みを示す指標になっていないと批判している²³⁾。投資家向けに企業の戦略とその実行に焦点を当てた基本指標など非会計情報に重点を置いている。例えば損害保険会社

予測通り1名死亡したとする。保険金220を支払う。期末の保険契約者残高21,340より1人当たりは213であるから、 $220 - 213 = 7$ より企業負担となる。

「保険サービス費用220/保険契約者勘定213
/ 現金 7」

支出時点で収益を計上する。

「保険契約負債220/保険収益220」

「保険サービス費用7/保険収益7」

保険契約者勘定から年間手数料を振り替える。

「現金660/保険契約者勘定660」

非金融に係るリスク調整30の当期償却分10を収益に振り替える。

「保険契約負債10/保険収益10」

資産の増分の仕訳に関しては投資収益と保険金融費用として相殺されるのでここでは省略する。

- 22) バルーク・レブ+フェン・ゲー2016年伊藤邦雄監訳2018年194頁、「保険業界は3つのセグメントに分類される。損害保険(PC) - 自動車や家、ビジネスに対する損害を扱う保険、生命保険(LH) - 生命と健康に対する保険、そして再保険 - 保険会社に対する保険であり、保険会社が抱える一部あるいはすべてのリスクから解放する保険、われわれはケーススタディで、企業数、顧客数ともに最大である最初のセグメントの損害保険に焦点を当てる。これらの法人は、顧客に対する保険の引受け（販売）から利益を得る。さらに顧客からの手数料の受取りと保険金の支払いの間が一般的に長期であるため、蓄積した巨額の資金を投資することで利益を得る（保険会社の総資産の65%にあたり、そのほとんどは固定金利付き金融商品となっている）。これらの投資は保険会社にとっての主要な利益の源泉となっており、しばしば保険引受けによる利益を凌駕している。」
- 23) バルーク・レブ+フェン・ゲー2016年伊藤邦雄監訳2018年197頁「保険会社の報告利益はさらに、費用収益対応が不十分であることから歪められる。報告利益は収益と対応することなく、それ以前に計上された引当金（将来の保険金の見積り）に基づき調整された金額を含む。さらに主要な費用勘定—保険損失（顧客に対する現在および将来の期待支払い）—は、保険事象（自動車事故、勤務中の怪我）と最終的な保険請求への支払いの間の長期間にわたるタイムラグ、それは数年かかるかもしれないが、それにより非常に大きな不確実性を伴うものとなる。保険会社の報告利益は、他のほとんどの産業に比べて、確実性が低減し、より脆弱なものとなる。これはもちろん保険ビジネスの性質を反映したものであり（ロングテイルの請求）、公平に言えば、損保会社は、将来支払いに対する見積りの情報を提供していることとなる。それにもかかわらず、保険会社の報告利益は、企業業績や成長の見込みを示す最も信頼できる指標とはなっていない」

においては契約更新率などを挙げている。²⁴⁾

「損保会社の財務報告書情報は、当期の費用に含まれる、将来の保険金支払いの見積りでなされる異常に大きな費用部分（損失引当金）や当期前に発生した損失引当金の頻繁な調整や、それらがもたらす報告利益の不確実性を増加させ、収益費用の対応を減少させるなどの影響を増幅させる。財務報告書からは、費用変化の根本的な原因に含まれる洞察力を得ることが難しく、企業の組織資本の業務運営上の効率性に対する投資家の評価を妨げる。経営者によって時に『管理される』、経営者の主観的な見積りや予測に大きく依拠することなく、検証可能な事実に大きくするシステムが必要となる²⁵⁾。」

上記のように非会計情報を重視する立場でも経営者の主観的な見積りや予測への依拠に懸念を示している。IFRS第17号はこれにどこまで応えられるであろうか。

3-2. 差異性からの問題提起

また、IFRS第17号の基本的考え方であるビルディング・ブロック・アプローチでは将来キャッシュ・フローの現在価値や非金融リスクに係るリスク調整などかなりの予測が含まれている。もちろん、将来キャッシュ・フローの公正価値ではなく現在価値であるので、収入に関しては契約に基づく金額でもあるので、保険期間が短期で支払保険金が予想通りであれば現金主義であろうと割引計算であろうと割引率が大きくなければ大差はないであろうが、現実には予期しない経済事象が生じるのが常であり、それらへの対処を含め、競争企業との差異性が企業自身の超過利益の源泉であり、経営者は将来キャッシュ・フロー計算を真面目にやればやるほど手の内を競争相手に示すことになり、経営者の予測そのものに矛盾を抱えていると岩井克人・佐藤孝弘は指摘している²⁶⁾。バルーク・レブ+フェン・ゲーが指摘している損失

24) バルーク・レブ+フェン・ゲー2016年伊藤邦雄監訳2018年4頁

25) バルーク・レブ+フェン・ゲー2016年伊藤邦雄監訳2018年203頁

26) 岩井克人・佐藤孝弘2011年91-2頁「公正価値なるものを会社の経営者に報告させることがそもそも本質的に矛盾していることを、付け加えておく必要があります。なぜなら

引当金を発生させている大きな変動の元となっている経済事象に変わりはないため、IFRS第17号を適用しようしまいと非金融リスクに係るリスク調整に該当する項目は大きく変動するであろう。その際、自らの手の内を競争相手に示すような行動を経営者はとるであろうか。なお、この点はED検討段階から「リスク・マージンの再測定は繰延対応観の支持者のみならず、資産負債測定観の支持者からも、その測定の主観性が懸念されている²⁷⁾。」と指摘されてきている。

3-3. 信頼性からの問題提起

IFRS第17号は資産負債アプローチのせいもあり、ある意味で始めに利益ありきである（契約上のサービス・マージン）。今まで述べてきたように保険収益は構成要素別に把握されるという特徴をもつため、その測定値の信頼性についても検討が必要であろう。例えば井尻は「測定値にかんして議論の余地があるかどうかということは、測定値の硬度（hardness）として表現することができよう。『硬い』測定値とは、人々がその数字に異論をとえぬのがむずかしいように厳格につくられた測定値である。『軟らかい』測定値とは、測定者の恣意によって簡単に大きくなったり小さくなったりする測定値である²⁸⁾。」と指摘している。永野は「会計測定値あるいは会計情報

ば、差異性としての自己創設のれんが会社の生み出す超過利益の究極の源泉であるとしたら、個々の会社の経営者にとって、その内容は最も競争相手に知られたくないものであるはずです。どんなに画期的な技術でもどんなに奇抜な製品でも、それが他社に模倣されてしまえば、その瞬間に画期性や奇抜性は失われてしまいます。差異性は標準化されたら差異性ではなくなってしまうのです。組織の中で働いている経営者や技術者や従業員の知識や能力がいかに重要であっても、それらは他社には容易に模倣できない限りにおいてしか超過利益には結びつかないのです。したがって、個々の会社にとっては、自己創設のれんの具体的内容は、可能な限り会社内に囲い込み、いわば『門外不出』にしておくべきもののはずです。自己創設のれんの公正価値計算のためには、将来キャッシュフローを予測しなければなりません。経営者にとって、そのような予測をまじめに行えば行うほど、競争会社にその内容を知られてしまう危険性が高まってしまいます。自己創設のれんの公正価値計算という言葉ほど、無意味な言葉はありません。」

27) 羽根佳祐2015年167頁

28) 井尻雄士1976年54頁

の信頼性はデータへの追跡可能性としての検証可能性とデータの硬度から成るといえる。ただし、FASBのように信頼性はその構成要素として検証可能性とデータの硬度とに分解されるというよりは、両者がセットになって信頼性を構成している。FASBでは信頼性から忠実な表現へと置き換えられたが、こうした意味の信頼性へと戻るべきである²⁹⁾。』保険という不確実な事象を扱うため予測の塊であることは致し方ないが、IFRS第17号における保険収益の測定値の硬度並びに信頼性にはかなり疑問符が付くであろう。当たり前のことであるが、実務において採用されてきた現金主義による測定値が信頼性は高い。そこで問題となるのは、仮にIFRS第17号の会計情報に有用性があり実務の会計情報の有用性が低いとすれば、信頼性は低いが有用性の高い会計情報を選好するのか、信頼性は高いが有用性の低い会計情報を選好するかである。企業会計はどちらの立場に立つべきであろうか今後の検討が必要である。

4. 最後に

収益は企業の経済活動、特に経営者が採った活動の成果を表わしている。当期純利益が同じ1円でも収益が1円で費用がゼロ円の場合と、収益が1億1円で費用が1億円の場合では、経済活動は全く異なるからである。その意味で収益の金額は重要である。IFRS第17号は将来キャッシュ・フロー割引現在価値を導入しつつ、費用収益を対応させるために負債を緩衝器としている。そのため、収益の意味が従来のものとは大きく異なってきており、様々な問題点を含んでいる。

参考文献

Paton, W.A. and A.C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association, 1940 (中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店 1953年)

29) 永野則雄2014年15頁

- AAA, Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 1966 (飯野利夫訳『基礎的会計理論』国元書房1969年)
- FASB, *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, 1976 (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社1997年)
- Ijiri, Y., FASB Research Recognition of Conceptual Rights and Obligation (An Exploratory Study of Conceptual Issues), FASB, 1980
- IASB, *Framework for the Preparation and Presentation of financial Statements*, July 1989 (国際会計基準委員会『財務諸表の作成表示に関する枠組み』)
- IASB, IAS No.18 *Revenue*, April 2001 (IAS第18号『収益』ASBJ訳)
- IASB, IFRS No.4 *Insurance Contracts*, March 2004 (IFRS第4号『保険契約』ASBJ訳)
- IASB, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, IASB Discussion Paper, December 2008 (「ディスカッション・ペーパー『顧客との契約における収益認識についての予備的見解』」ASBJ訳2008年)
- IASB, IFRS No.15 *Revenue from Contracts with Customers and its related Basis for Conclusions and Illustrative Examples*, Part A and B, May 2014. (IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』『国際財務報告基準書[特別追補版]』ASBJ訳2015年2月)
- IASB, IFRS No.15 *Revenue from Contracts with Customers*, April 2016
- IASB, *Clarifications to IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers*, April 2016
- Lev, Baruch and Gu Feng, *The End of Accounting and The Path Forward for Investors and Managers*, 2016. (伊藤邦雄監訳『会計の再生 21世紀の投資家・経営者のための対話革命』中央経済社2018年)
- IASB, IFRS No.17 *Insurance Contracts*, Part A, B, and C, May 2017. (IFRS第17号『保険契約』)
- IASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, March 2018
- 井尻雄士『会計測定的基础—数学的・経済学的・行動学的探究—』東洋経済新報社1968年5月

- 田中茂次『利潤計算論』中央経済社1970年1月
- 井尻雄士『会計測定理論』東洋経済新報社1976年1月
- 笠井昭次『会計的統合の系譜—会計構造論の類型的体系化—』慶應通信1988年12月
- 大日方隆『企業会計の資本と利益—名目資本維持と実現概念』森山書店1994年6月
- 企業会計基準委員会「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」2004年7月一部修正
2006年12月
- 財務会計基準機構[監修]企業会計基準委員会[編]『企業会計基準 完全詳解』税務経理協会
2008年3月（増補改訂版2009年8月）
- 小川淳平「保険契約に関する会計上の測定—保険契約・収益認識の改訂プロジェクトにおける測定属性の整合性」『生命保険論集』第164号67-100頁2008年9月
- 上野雄史「保険契約の会計基準による経済的影響の予測」『保険学雑誌』第604号165-184頁
2009年3月
- 辻山栄子「正味ポジションに基づく収益認識—その批判的検討」『企業会計』第61巻第9号
6-15頁2009年9月
- 若林公美『包括利益の実証研究』中央経済社2009年9月
- 日本公認会計士協会編『収益認識』中央経済社2009年12月
- 新日本有限責任監査法人『業種別会計シリーズ 保険業』第一法規2010年11月
- 岩井克人・佐藤孝弘『IFRSに異議あり』日本経済新聞出版社2011年5月
- 有限責任あずさ監査法人『業種別アカウンティング・シリーズⅡ③ 保険業の会計実務』
中央経済社2012年9月
- 新日本有限責任監査法人『ORSA:リスクとソルベンシーの自己評価—保険会社における
ERM態勢整備』一般社団法人金融財政事情研究会2013年6月
- 斉藤静樹『会計基準の研究 増補改訂版』中央経済社2013年7月
- 川崎美有「保険会計における負債の評価」『三田商学研究』第56巻5号75-99頁2013年12月
- 永野則雄「会計の概念フレームワークにおける忠実な表現から信頼性へのUターンにむけて
(2・完)『経営志林』第50巻4号1-18頁2014年1月
- 中村亮介・西山一弘「生命保険会社におけるEmbedded Value開示の実態と役割」『東海大
学紀要政治経済学部』第46号95-111頁2014年

- 川崎美有「保険契約の捉え方と保険負債の会計処理」『三田商学研究』第57巻6号85-102頁
2015年2月
- 川崎美有「保険会計をめぐる議論—保険負債と新契約費の関係に注目して—」『慶應商学論
集』第28巻1号41-62頁2015年9月
- 上野雄史「保険契約の会計入門」『企業会計』第67巻第11号133頁-136頁2015年11月
- 羽根佳祐「保険契約プロジェクト—プロジェクト長期化の原因に関する検討」（辻山栄子編
著『IFRSの会計思考—過去・現在そして未来への展望』2015年11月）151-184頁
- 松本敏史「収益認識プロジェクト—理論と慣習の相克」（辻山栄子編著『IFRSの会計思考—
過去・現在そして未来への展望』2015年11月）251-282頁
- 川崎美有「保険会計をめぐる議論の変遷—「資産負債アプローチからハイブリッドアプロ
ーチへ」に代わる考え方による検討—」『三田商学研究』第58巻6号59-92頁2016年2月
- 西山一弘「契約上のサービス・マージンの負債計上の意義」『東海大学紀要政治経済学部』
第49号213-219頁2017年
- 企業会計基準委員会「企業会計基準公開草案第61号『収益認識に関する会計基準（案）』
2017年7月
- 辻山栄子「現代会計の危機」『財務会計の理論と制度』中央経済社3-22頁2018年2月
- 羽根佳祐「保険契約会計基準の国際的な収斂への障壁」『財務会計の理論と制度』中央経済
社327-339頁2018年2月
- 企業会計基準委員会 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」2018年3月
- 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指
針」2018年3月
- あずさ監査法人 金融事業部『図解&徹底分析 IFRS「新保険契約」』中央経済社2018年4
月
- 田中茂次『会計の意味論』中央大学出版部2018年10月
- 山田辰巳『論点で学ぶ国際財務報告基準（IFRS）』新世社2019年2月
- 企業会計基準委員会 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」2019年7月
- 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用
指針」2019年7月

秋葉賢一・羽根佳祐「IFRSにおける収益認識に関する帰納的検討」日本銀行金融研究所
2019年11月

友岡賛「会計の終焉と会計学者の責任 会計学の基本問題〔Ⅲ〕(8)」三田商学研究63巻6
号1-11頁2021年2月